

令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率（国・県）の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

令和2年度決算額	【うち社会保障財源化分】
地方消費税交付金 149,355 千円	79,807 千円
	(単位：千円)

	事業名	事業費	うち一般財源 () は、増収分交付金充当額
社会福祉社	児童福祉事業 (保育関係経費、子ども医療費など)	356,639	112,678 (21,547)
	高齢者福祉事業 (自立継続サポート事業、老人施設入所経費など)	18,646	18,380 (3,192)
	障害者福祉事業 (障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など)	124,018	36,397 (7,182)
	小 計	499,303	167,455 (31,921)
社会保険	国民健康保険	55,912	24,636 (4,788)
	介護保険	100,538	96,379 (17,561)
	後期高齢者医療	93,847	92,239 (17,557)
	小 計	250,297	213,254 (39,906)
保健衛生	予防対策事業 (予防事業)	25,784	24,158 (4,788)
	健康対策事業 (健康増進事業、がん検診推進事業など)	21,834	16,263 (3,192)
	小 計	47,618	40,421 (7,980)
合 計		797,218	421,130 (79,807)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。